

令和5年12月7日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
高 井 康 之  
(公印省略)

指定難病の追加並びに診断基準及び重症度分類等の改正等について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省より各都道府県等宛に、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成の対象疾病について、令和6年4月1日から3疾病の追加（計341疾病）、5疾病の名称変更をするとともに、191疾病の診断基準及び重症度分類等（以下「診断基準等」）、並びに診断書（以下「臨床調査個人票」）に係る関連通知等を改正する旨、日本医師会より周知依頼がありましたので、下記のとおりご連絡申し上げます。

なお、今般の改正による診断基準等及び臨床調査個人票につきましては、厚生労働省ホームページ（以下URLご参照）に12月下旬から1月上旬頃掲載される予定です。（新様式の使用開始日は令和6年4月1日からですので、令和6年3月31日までは旧様式をご使用ください。使用開始日前に新様式で提出されると、旧様式での再提出を求められます。）

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますようお願い申し上げます。

診断基準等及び臨床調査個人票 URL:

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

(12月下旬～1月上旬頃掲載予定)

(添付資料)

- 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第7条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度の一部を改正する件(令和5年厚生労働省告示第294号)令和5年10月30日官報
- 「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」の一部改正について  
(令和5年10月30日付健生発1030第1号厚生労働省健康・生活衛生局長通知)
- 「指定難病に係る臨床調査個人票について」の改正について(令和5年11月28日付健生難発1128第1号厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知)
- 「指定難病に係る臨床調査個人票について」の一部改正に伴う審査等の取扱いについて  
(令和5年11月28日付事務連絡)

<担当> 大阪府医師会地域医療2課 西井・竹島・竹村  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737